

実施年月日	令和3年2月24日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（藤井信吾君） それでは、議案第3号から第29号までの27件を一括いたしまして、提案理由をご説明申し上げます。議案第3号、取手市行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、政策推進部、広報広聴課で所管をしていた市民相談業務を総務部市民協働課に移管することをはじめとした行政組織機構の改編を行い、行政課題により効果的に対応していくため、本条例の一部を改正するものであります。議案第4号、取手市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては職員の任用時に義務づけられております。サービスの宣誓の方法に関し、会計年度任用職員については、任用形態や任用手続に応じて柔軟に行うことができるようにするとともに、宣誓書への押印の廃止等の所要の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。議案第5号、取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、令和3年度においても引き続き特例措置を取るため、本条例の一部を改正するものであります。議案第6号、取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、取手市の特別職及び一般職の職員の内国旅行における日当について、令和3年度からさらに2年間支給しないこととするため、本条例の一部を改正するものであります。議案第7号、取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことを踏まえ、支給審査委員会の設置について規定するほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。議案第8号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、第8期介護保険事業計画期間に向けての介護保険法施行令が改正されることを踏まえ、介護保険料額及び算定基準等について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。議案第9号、取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めている厚生労働省令の一部改正に伴い、その基準を参酌している本条例の一部を改正するものであります。議案第10号、取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、指定地域密着型サービスの人員、設備、運営に関する基準を定めている厚生労働省令の一部改正に伴い、その基準を参酌している本条例の一部を改正するものであります。議案第11号、取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに同サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めている厚生労働省令の一部改正に伴い、その基準を参酌している本条例の一部を改正するものであります。議案第12号、取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに同事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めている。厚生労働省令の一部改正に伴い、その基準を参酌している本条例の一部を改正するものであります。議案第13号、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。本件につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、新型コロナウイルス感染症を定義していた情報が削除されたことに伴い、これまで同法を引用していた関係する条例の規定を一括して整理するものであります。

議案第14号、取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては道路構造令が改正され、条項の移動が生じたことに伴い、引用する条項を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。議案第15号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、省エネ基準適合義務建築物の対象拡大、及び新たな評価方法の追加が行われることから、その手続に関連する手数料を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。議案第16号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。議案第17号、令和2年度取手市一般会計補正予算(第10号)についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億4,408万8,000円を増額し、予算総額を535億4,063万円とするものであります。歳出予算の主な補正内容としましては、大きな柱が3つございます。1つ目の柱は、国の令和2年度当初予算の追加交付分、及び第3号補正予算に対応するものであります。令和3年度当初予算に計上を予定しておりました藤代小学校、藤代幼稚園の大規模改造事業や、高井小学校の内部改修事業などの学校施設整備事業をはじめ、給食センター施設整備事業、都市公園施設長寿命化対策事業、地籍調査事業を令和2年度予算に前倒しし、実質的には、令和3年度事業として繰越して執行するものであります。2つ目の柱は、新型コロナウイルス感染症対策事業であります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、国の補助事業の地方負担分に応じた交付額、及び既に実施している本交付金活用事業のうち、契約額の確定等により発生した執行残額を活用して、テイクアウト飲食店事業者支援事業や、避難所環境整備事業など、様々な対応策を実施します。3つ目の柱としては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業であります。1月臨時会にて議決をいただきました補正予算第9号において、予算計上したワクチン接種体制確保事業について、国の補助金が増額されたた

め、現時点で想定される各種の必要経費について計上しております。歳出予算の大きな柱としては以上となりますが、これら以外にも、年度末に向けて不足が見込まれる経費の増額や、歳出予算の確定による各事業費の計数整理をしております。

次に歳入予算の主な補正内容につきましては、大きく2点ございます。1点目は、市税等の歳入見込額の補正であります。法人市民税法人税割、固定資産税のうち償却資産課税分、地方消費税交付金について、それぞれ歳入見込額の増減を計上しております。2点目は、減収補填債の発行であります。こちらは地方交付税算定上の基準財政収入額と、実際の収入額が乖離する場合にその差額を是正し、財政運営の安定化を図る制度であります。今年度感染症拡大の影響による地方財政の悪化を鑑み、対象税目が拡大される制度改正がありました。そのため、先ほどの法人市民税、地方消費税交付金を含む各歳入項目の減収が今年度の財政運営に与える影響を考慮し、減収補填債を発行し対応するものであります。歳入予算の大きなものは以上となりますが、その他個々の歳出事業費の補正に伴い、国県支出金や地方債等の補正を行っております。

次に、6ページの第2表、継続費補正は非常用発電設備改修事業など2件の総額及び年割額を変更するものであります。また7ページの第3表、繰越明許費補正は市勢要覧作成事業など39事業を追加し、新型コロナウイルスワクチン接種事業の金額を変更するものであります。

最後に9ページの第4表、地方債補正は庁舎整備事業など7件を追加し、あけぼの施設整備事業など15件の限度額の変更を行い、保育所施設整備事業など2件を廃止するものであります。

議案第18号、令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,252万7,000円を増額し、予算総額を12億8,746万4,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、取手駅北土地地区画整理事業に要する経費の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、国庫支出金の増額、市債の増額、一般会計繰入金の減額を計上しております。

議案第19号、令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,520万5,000円を増額し予算総額を111億4,057万4,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、一般被保険者高額療養費の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、災害臨時特例補助金、保険基盤安定繰入金の増額を計上しております。

議案第20号、令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,380万4,000円を増額し、予算総額を31億3,358万9,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、保険料納付金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、保険基盤安定対策費繰入金の増額を計上しております。

議案第21号、令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであり

ます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,423 万円を増額し、予算総額を 86 億 787 万 4,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、施設介護サービス給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、介護給付費の増加に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金の増額を計上しております。

議案第 22 号、令和 2 年度取手市競輪事業特別会計補正予算括（第 2 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2 億 1,142 万 5,000 円を減額し、予算総額を 14 億 7,562 万 6,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、通常競輪事業に要する経費の減額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、通常開催車券発売収入の減額を計上しております。

議案第 23 号、令和 3 年度取手市一般会計予算についてであります。令和 3 年度の一般会計当初予算の規模は 368 億円となりました。令和 3 年度の予算編成に当たりまして、特徴を申し上げます。

まず、当市を取り巻く環境面での変化であります。市税収入の減少が見込まれる中、少子高齢社会の進展などにより、社会保障関係経費の増大が顕著なものとなっており、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金や、生活保護費、障害者自立支援給付費、保育所入所委託料などの扶助費が増加の一途をたどっています。さらに新型コロナウイルス感染症の影響は社会の多方面に及んでおり、財政面においても大きく影を落としています。今後も大変厳しい財政状況が想定される中で、健全財政を維持しつつ新たな市民ニーズにこたえていくためには、限られた財源を有効に活用し施策の選択と集中を適切に実施していくことが一層求められています。令和 3 年度予算は、そのような厳しい社会経済情勢であっても、ぬくもりと安らぎに満ち共に活力を育む町を目指し、町と暮らしの質をさらに高めるため魅力ある都市空間づくり、定住化促進、少子高齢社会への対応、安全・安心な教育環境の充実を基本方針とし、さらに市民協働、持続可能な自治体経営、新型コロナウイルス感染症対策を市政全般に係る重点施策と位置づけ、実効性のある施策を戦略的かつ計画的に展開するための予算を編成いたしました。令和 3 年度は本年度スタートしたとりで未来創造プラン 2020 が 2 年目を迎える年であります。プランにおいて重点的に取り組むこととした活力の創出、少子高齢社会への対応、協働と持続可能な自治体経営に関連する各事業についても、さらに具現化を推進し市民の皆様の幸福感や満足感を高めていけるよう全力で取り組んでまいります。以上、令和 3 年度予算の特徴について申し上げますが、概要につきましてはこの後、副市長より、また詳細については各担当部長より説明をさせていただきますので、御手元に配付してございます予算書及び予算説明書により御審議くださいますようお願いを申し上げます。

議案第 24 号、令和 3 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算についてであります。予算の総額は歳入歳出それぞれ 8 億 7,898 万 9,000 円を計上しており、前年度比で 3.3%の減であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては国庫支出金、一般会計繰入金、市債を計上しております。歳出につきましては、取手駅北土地地区画

整理事業に要する経費の工事請負費及び補償補填及び賠償金、取手駅北土地区画——もとい、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費の委託料を計上しております。また、公債費につきましては償還金としまして元金及び利子を計上しております。

議案第 25 号、令和 3 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。予算の総額は歳入歳出それぞれ 101 億 3,303 万 2,000 円を計上しており、前年度比で 4.8% の減であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金を計上しております。歳出につきましては保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費を計上しております。

続きまして第 2 表、債務負担行為につきましては、現在使用している公用車の老朽化による新規リース契約に伴う設定と、特定保健指導が年度を越えての指導となる場合があることから設定をするものであります。

議案第 26 号、令和 3 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算の総額は歳入歳出それぞれ 32 億 4,637 万 4,000 円を計上しており、前年度比で 11.6% の増であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金を計上しております。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合に納付いたします保険料納付金及び医療給付費納付金を計上しております。

議案第 27 号、令和 3 年度取手市介護保険特別会計予算についてであります。予算の総額は歳入歳出それぞれ 84 億 8,788 万 9,000 円を計上しており、前年度比で 2.3% の増であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては 65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料、国庫支出金、また 40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者保険料であります支払基金交付金、県支出金、繰入金等を計上しております。歳出につきましては、自宅を中心に利用するサービスの居宅介護サービス給付費、特別養護老人ホーム等の入所者が受けるサービスの施設介護サービス給付費等を計上しております。

議案第 28 号、令和 3 年度取手市競輪事業特別会計予算についてであります。予算の総額は歳入歳出それぞれ 16 億 8,703 万 8,000 円を計上しており、前年度比で 31.1% の増であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、車券発売収入を計上しております。歳出につきましては競輪事業費を計上しております。

議案第 29 号、令和 3 年度取手市地方公平委員会特別会計予算についてであります。予算の総額は歳入歳出それぞれ 68 万 2,000 円を計上しており、前年度比で 3.8% の減であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、各構成団体からの負担金、繰越金を計上しております。歳出につきましては、公平委員会事務に要する経費として、旅費、需用費、負担金等、公平委員報酬等に要する経費として報酬、旅費を計上しております。

続きまして、同意案 2 件の提案理由をご説明申し上げます。同意案第 1 号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意についてであります。教育委員会委員の小谷野守男氏が令和 3 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となられるため、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき議会の同意を求めらるものであります。御手元に配付いたしました経歴書のとおり、小谷野氏は長年教育現場

や教育行政に携わり、教育に関し高い識見を有する方であるとともに、人格が高潔で人望の厚い方であります。

同意案第2号、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意についてであります。平成30年3月15日付けで就任いたしました固定資産評価審査委員会委員の飯塚利男氏が、令和3年3月4日をもちまして任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき同意を求めるものであります。選任する飯塚氏は御手元にお配りいたしました経歴書のとおり、人格識見ともに——人格見識ともにすぐれた方であります。

続きまして、諮問1件の提案理由をご説明申し上げます。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本件につきましては、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱された人権擁護委員が現在11名おりますが、このうち日和佐壽美子氏が令和3年6月30日をもちまして任期満了となります。日和佐壽美子氏については、人権擁護委員として平成30年より3年間にわたり熱心に人権相談や人権啓発活動などに取り組んでいただいております。今後もその経験を生かし人権擁護委員として御活躍いただけたらと考え、引き続き御推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。以上、30件についてご説明申し上げます。提案した議案につきまして御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。なお、詳細につきましては担当部長から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。3月定例議会に上程予定の議案について、まず当初予算以外の議案について各部長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第3号、取手市行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。これまで政策推進部広報広聴課で所管しておりました市民相談業務を総務部市民協働課に移管するため、所要の改正をするものです。これに関連しまして、取手市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく調停委員会の事務局を政策推進部から総務部に移管するため、同条例も併せて改正いたします。なお、規則の改正となりますが、組織機構を次のような改正を予定しておりますので説明させていただきます。市長部局としまして、まず広報広聴課と魅力とりで発信課を統合し、先ほど説明させていただいた市民相談業務を総務部市民協働課に移管します。

次に、財政課にふるさと納税推進室を新設します。また、令和2年度において、定額給付金業務が終了するため、まちづくり振興部、産業振興課、定額給付金対策室を廃止とします。教育委員会では、学務給食課を分割し、学務課と保健給食課を設置します。さらに、スポーツ生涯学習課、公民館を再編し、生涯学習課、子ども青少年課、スポーツ振興課とします。公民館は生涯学習課へ公民館係として編入します。また、教育総務課では教育総務課で所管しておりました埋蔵文化財センターを生涯学習課に移管するものです。議案第3号の説明は以上となります。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、総務部所管の議案第4号、

第5号、第6号について説明させていただきます。

議案第4号、取手市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本件につきましては、会計年度任用職員の任用時におけるサービスの宣誓の方法について、任用形態や任用手続に応じた別段の定めを設けることができるようにするほか、所要の整理を行うため本条例の一部を改正するものです。職員の任用時には、宣誓書によるサービスの宣誓が義務づけられておりますが、会計年度任用職員については、任用形態や任用手続が様々であることから、それぞれにふさわしい柔軟な方法で宣誓を行うことができるよう、別段の定めを設けることとするものです。この改正は、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する国の方針に倣ったものであり、例えば、再度の任用となる職員について、任期ごとに宣誓を求めるものではなく、初回の任用時にのみ、宣誓書を提出させることを予定しております。また、この機会に、宣誓書の内容について、文言の見直しや合意を廃止するなどの所要の整理を行うものであります。

続きまして、議案第5号、取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例につきましては、会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、令和3年度においても引き続き特例措置をとるため本条例の一部を改正するものであります。具体的には、期末手当の支給割合について、正職員については、各期1.275月分、年間で2.55月分とされているところ、会計年度任用職員の期末手当につきましては、令和2年度と同様に、各期0.65月分、年間で1.3月分とするものであります。

続きまして、議案第6号、取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例につきましては、取手市の特別職及び一般職の職員の内国旅行における日当について特例条例により、平成21年度から支給しないこととしているところ、令和3年度からさらに2年間、支給しない期間を延長するため本条例の一部を改正するものであります。以上御審議賜りますようお願いいたします。○福祉部長（稲葉芳弘君）続きまして、議案第7号、取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金法及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことを踏まえ、本条例の一部を改正するものです。主な改正点といたしましては、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給するに当たり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合などに学識経験者による審査会に諮り、その審査を経て判定することができるようにするため支給審査委員会を設置するものであります。

続きまして、議案第8号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。第8期介護保険事業計画期間に向けた介護保険法施行例の一部改正を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間における該当高齢者数や介護事業の利用状況を推計し、期間中の介護保険料の額を改正するものです。また、税制改正に伴い、保険料率の算定基準の特例が設けられたこと、及び、合計所得金額の算出方法が改められたことを踏まえ、本市においても同様の措置を講ずるほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第9号から12号まで、議案第9号、取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第12号、取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、一括でご説明申し上げます。これは、各条例の人員、設備、運営に関する基準を定めている厚生労働省令が改正されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準と同様の措置を講ずるため、条例の一部を改正するす改正するものです。以上になります。

○健康増進部長（大野安史君） 続きまして、議案第13号、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条文の整理に関する条例についてであります。本条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、新型コロナウイルス感染症を定義していた条項が削除されたことに伴い、これまで同法を引用していた関係する条例の文言を一括して整理するものであります。対象は、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例、取手市国民健康保険条例、取手市国民健康保険税条例の3つの改正後の改正が対象となります。以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。議案第14号、取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書1ページを御覧ください。本件につきましては、道路構造令が改正され条項の移動が生じたことに伴い、引用する規定を整理するため本条例の一部を改正するものです。続いて議案書2ページから3ページを御覧ください。道路構造令第41条、都道府県道及び市町村道の構造の一般的、技術的基準等が第42条へ繰り下げられたため引用している本条例の一部を改正いたします。今回、改正の対象となるのは、表の改正前、改正後の欄に掲げる規定に、下線でお示ししたとおり第5条第7項、第9条第4項、第41条第3項、第42条第2項を改正いたします。御審議のほどお願ひ申し上げます。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。取手市手数料条例の一部を改正する条例について、市長の補足をいたします。本条例は令和元年に改正された建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律に対応するためのものです。従来、適合義務が住宅以外の2,000平方メートル以上となっていたものが300平方メートル以上に拡大されたため、また新たに簡易的な評価方法が追加されたことから、それらに対応する手数料を整備するため条例を改正するものです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。議案第16号、市道路線の認定について御説明いたします。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路について市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。議案書1ページの表を御覧ください。対象となる市道路線は開発行為により市に帰属されたゆめみ野1丁目地先の路線名1-7089号線ほか4路線です。起点や終点の番地、延長並びに最大幅員、最小幅員など、詳細につきましては表に記載されたとおりです。後ほど御覧ください。

次に、議案書2ページから3ページを御覧ください。ゆめみ野1丁目地先の3路線、路線番号1-7089号線、1-7090号線、1-7091号線の位置図及び認定図1になります。ゆめみ野駅の北側、市道0217号線に隣接した開発区域内の道路になります。

続きまして議案書4ページから5ページを御覧ください。本郷3丁目地先の1路線、路線番号1-3249号線の位置図及び認定図2となります。寺原公民館の北側、起点部分が市道1-317号線に—3175号線に隣接し、終点部分に回転広場を設けた路線となっております。最後に議案書6ページから7ページを御覧ください。戸頭地先の1路線、路線番号1-2286号線の位置図及び認定図3でございます。戸頭中学校南西側、起点部分が市道1-2779号線に隣接し、終点部分に回転広場を設けた路線となっております。議案第16号の説明は以上となります。御審議のほどお願い申し上げます。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部の牧野でございます。議案第17号、一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明させていただきます。説明に当たりましては、まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について御説明させていただき、そのあと、臨時交付金事業以外の補正予算の内容について御説明させていただきます。臨時交付金の資料といたしましては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

（第三次申請・執行残組替え分）活用事業一覧」次に、3月定例議会の議案第17号、令和2年度取手市一般会計補正予算括（10号）。そして、議案の説明資料としまして、「令和2年度一般会計3月補正予算（案）の概要」となっております。それらの資料に基づき説明させていただきます。それでは初めに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業について御説明いたします。

まず、国における今回の臨時交付金の概要についてですが、国は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設し、4月30日に成立した第一次補正予算で1兆円を計上しました。その後、6月12日に成立した第二次補正予算において2兆円が追加され、さらに、1月28日に成立した第三次補正予算においても1.5兆円が追加されたところです。

次に、取手市における活用状況についてですが、国の第1次補正予算分として3億4,654万8,000円が、第2次補正予算分として28億2,712万円、合わせて11億7,366万8,000円が配分されており、既にこれらを活用した様々な事業を展開しているところです。国の第3次補正予算分については、既にお示ししておりますとおり、取手市における配分額は3億8,582万8,000円となっております。この第3次補正分については、既にお伝えしておりますとおり、国の本省繰越しを受け令和3年度の補正予算において計上することとしております。年度明けのしかるべき時期に補正予算の御審議をいただくことになろうかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。なお今回、国の第3次補正予算分とは別に国の第1次補正予算分の未配分額が国の補助事業の地方負担分として配分されております。その金額は3,187万6,000円であり、そのうち862万2,000円は地方単独事業として活用することとされております。今回の補正予算では、この地方単独分の配分額と1次分、2次分として実施した臨時交付金事業の執行残額を合わせて、それらを財源とする新たな臨時交付金事業を令和2年度の補正予算に計上し、令和3年度に繰越しして実施することとしております。活用事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が市民

生活に大きな影響を与える中、当面の課題である感染拡大防止及び経済活動を含めた市民生活を総合的に支援するため、1次分、2次分と同様に市民生活支援、経済支援、感染拡大防止の3つを柱とした対策を引き続き実施いたします。

それでは、臨時交付金活用事業一覧を御覧ください。表の構成は左から柱立てしました項目、事業番号、事業名、事業費と財源内訳になっており、一番右に事業の簡単な概要が記載されております。事業数は全部で11事業であり、内訳は市民生活支援が1事業、経済支援が3事業、感染拡大防止が7事業となっております。表の一番下、合計欄を御覧ください。今回の臨時交付金を活用しました事業費総額は、一番左の欄にございますように1億6,937万3,000円で、財源内訳は地方債が5,550万円、その他が3,000円、そして臨時交付金が太枠で囲んであります欄となりますが9,442万1,000円となっております。なお内訳としては、執行残額の組替え分が8,579万9,000円、国の補助事業の地方負担分のうち市単独事業に充てるものが862万2,000円となっております。また事業の実施に当たっては、一般財源も1,944万9,000円活用しております。それでは、活用事業一覧に基づき、担当部長より御説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○教育部長（田中英樹君） それでは教育委員会所管の事業を御説明いたします。まず、市民生活支援の項目1、電子図書館事業についてです。令和2年度に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して導入した電子図書館システムにつきまして、電子書籍貸出しサービスをさらに拡充し、新しい生活様式の推進を図るため、電子図書館システム使用料374万円を増額いたします。

次に、感染拡大防止の項目10、小・中学校の感染症予防対策事業についてです。感染症予防対策として、小学校3校、中学校3校のトイレにある手洗い用の蛇口を自動水栓化するための工事請負費690万円を計上しております。

続いて項目の11、公共施設の感染症予防対策事業についてです。教育委員会所管施設のほか、まちづくり振興部所管のゆうあいプラザの事業もあわせて御説明いたします。公共施設における感染症予防対策として、まず、埋蔵文化財センターのトイレを洋式化するとともに、小便器の洗浄と手洗い水栓を自動化するための工事請負費250万円、旧取手宿本陣来客用トイレ小便器の洗浄と手洗い水栓を自動化するための工事請負費30万8,000円。藤代スポーツセンター、藤代武道場及び高須体育館の手洗い場を自動水栓化するための工事請負費129万8,000円。取手図書館の手洗い場を自動水栓化するための工事請負費96万4,000円。ゆうあいプラザのトイレを全て洋式化して洗い場を自動水栓化するための工事請負費680万9,000円です。これらの工事により、各施設等の利用者に対して安全な環境を定提供いたします。なお、ただいま説明した経費につきましては、全てを令和3年度に繰越して実施いたします。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管について御説明させていただきます。活用事業一覧の2番、テイクアウト飲食店事業者支援事業について御説明させていただきます。これまでも実施してまいりましたが、出前やテイクアウト販売を実施する飲食店に対し、1食300円を上限とした半額に加え、経費の一部として、10%を割増しして補助し、事業者支援及び市民の消費喚起

を図るため、出前テイクアウト商品応援補助金等で3,488万1,000円を計上しております。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。政策推進部所管事業を説明させていただきます。3、芸術家パートナーシップ事業として、放課後子どもクラブに市内で活動する芸術家を派遣し、この中で、活動機会の減少した芸術家の経済性を行うとともに、子どもたちに多様な体験の機会を提供する事業として800万円計上しております。

次に、アート創作活動拠点オンライン公開事業として、コロナ禍で活動機会が減少した市内で活動する芸術家へ経済支援として、芸術と市民の接点づくりとして、芸術家の活動拠点をオンラインで公開する事業と併せ、成果発表展示会の開催や、サイトの充実等により、国内外へも情報発信し、アートのまち取手の魅力を広くPRできる事業として予算計上するものです。2つの事業とも令和2年度にNPO法人取手アートプロジェクトオフィスへ委託し、実施した事業を令和3年度も機会や内容を拡充し、継続して実施するものです。以上となります。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、総務部所管の活用事業について説明させていただきます。一覧の項目5、避難所環境整備事業445万5,000円について説明いたします。新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、大規模自然災害時に開設する避難所の衛生環境を保つため、避難所で使用する段ボールベッドを200台追加で購入し備蓄いたします。また、避難所利用者の体温を測定するため「AIサーマルカメラ、顔認証タイプ」10台を購入いたします。

続きまして、項目の6、行政手続オンライン化推進事業264万円について説明いたします。行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しについては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のみならず、業務そのもの見直しや効率化が図られ行政サービスの効率的、効果的な提供にも資するものです。内閣府から示された地方公共団体における押印見直しマニュアルを踏まえ、市の例規のうち見直しが可能なものの洗い出し、オンライン化に向けた基礎資料の作成などの業務を委託するものです。

続きまして、項目7、庁舎の感染症予防対策事業7,958万1,000円について説明いたします。取手庁舎、藤代庁舎、分庁舎におけるトイレの自動水栓化等の改修により、利用者に対して安全な環境を提供するとともに、執務室内におけるパーティション設置により職員間の感染防止を図るものです。内訳としまして藤代庁舎分ですが、藤代庁舎は平成2年に建築され30年が経過しております。トイレはほぼ当時の状態のままであり、新型コロナウイルス感染症の予防策として庁舎全体のトイレの洋式化や乾式化、洗面台の自動水栓化に改修することにより、感染リスクの軽減を図り施設の衛生環境を整えるものです。トイレ改修工事設計業務委託料400万円、トイレ改修工事7,000万円を計上しております。取手庁舎につきましては、議会棟のトイレの洗面台の自動水栓化、小便器用自動フラッシュバルブ化、福祉等のトイレの洗面台の自動水栓化、小便器用自動フラッシュバルブ化、便器の洋式化の改修工事となり工事費用は199万7,000円となります。分庁舎につきましては、トイレの洗面台の自動水栓化の改修工事となり工事費用は57万1,000円となります。また、先ほども申しあげました執務室内の職員間の感染防止のために設置するパーティション購入費301万3,000円を計上し、合計の事業費は7,958万1,000円となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。福祉部所管分についてご説明申し上げます。一覧表の8番、福祉施設等の感染症予防対策事業323万円は、市内福祉施設等6か所の洗面所の自動水栓化を行い、施設利用者に対して安全な環境を提供するものです。

次に9番、保育所の感染症予防対策事業です。市内の公立保育所では、照明スイッチ、水栓ハンドルが手動になっており多数の児童や職員が使用することから、感染症予防対策として照明、水栓を自動化とするための改修工事費680万円を計上いたしました。以上となります。

○財政部長（牧野妙子君） 以上が今回の臨時交付金充当事業となります。なお、これらの事業のうち庁舎内執務室及び図書館のパーティション設置につきましては、予備費を活用して実施し、それ以外の事業を補正予算に計上しております。補正予算に計上する臨時交付金充当事業については全て繰越明許費を設定し、来年度に繰り越して執行することとしております。

続きまして、議案第17号、取手市一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明いたします。まず初めに、令和2年度取手市一般会計3月補正予算（案）の概要を御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方がありますが大きく4点ございます。1点目に国の令和2年度当初予算追加交付分及び第3号補正予算に対応して実施する事業、2点目に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業、3点目に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の増額、4点目に障害者自立支援給付費等の扶助費の増額、これらの4つを基本としつつ、その他緊急性があるものや歳出予算の確定による各事業費の計数整理をしております。それでは議案書の表紙を御覧ください。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億4,408万8,000円を増額し、予算総額を535億4,063万円とするものです。

続きまして、補正予算の内容について説明させていただきますが、今回の補正予算には執行額の確定に伴う事業費の減額及び財源充当の変更、さらに先ほどご説明申し上げた臨時交付金の執行残額等を活用して実施する事業が多く含まれております。補正予算の内容のうちこれらの部分につきましては、歳入歳出予算及び繰越明許費の説明を割愛させていただきますので何とぞご了承願います。また説明は議案書に基づき、歳入、歳出の順番で部制の順に各担当部長から御説明いたしますが、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に併せて御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに財政部所管分から説明をさせていただきます。恐れ入りますが議案書13ページ上段を御覧ください。歳入の1款、市税、1項、市民税、法人市民税、法人税割6,377万6,000円の減額です。こちらは、市内大手企業の収益の減及び市内経済の冷え込み等の影響により減額するものです。

続きまして、2項、固定資産税の償却資産5,934万1,000円の増額です。こちらは令和2年1月1日が基準日であり、令和元年中における市内事業所の設備投資が活発であったことから増額するものです。次に、7款、地方消費税交付金は1億円を減額しております。

こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛による個人消費の冷え込み等、経済の停滞の影響により減収を見込むものです。次に、14 ページ上段を御覧ください。15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,187 万 6,000 円の増額です。こちらは先ほどご説明申し上げましたとおり、国の補助事業の地方負担分として新たに受け入れるもので、国の補助事業の市負担分に充当される分が 2,325 万 4,000 円、市の単独事業に充当する分が 862 万 2,000 円となっております。

続きまして、15 ページ下段を御覧ください。17 款、財産収入、1 項、財産運用収入の各基金の利子は、利子収入が当初予算を上回る見込みのため、それぞれ増額するものです。

次に、16 ページ中段を御覧ください。19 款、繰入金、2 項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の 3 月補正の財源調整により 2 億 403 万 6,000 円を減額するものです。同じく、公共施設整備基金繰入金と、ふるさと取手応援基金繰入金は、事業費の確定及び減収補填債の充当による財源調整により、公共施設整備基金を 4,938 万 7,000 円、ふるさと取手応援基金繰入金を 607 万 8,000 円それぞれ減額するものです。

次に、17 ページ上段を御覧ください。21 款、諸収入、6 項、雑入の旧取手稲団地汚水処理施設管理棟解体工事補償金 454 万 6,000 円の増額です。こちらは、国土交通省の利根川稲築堤事業に伴い、市が行う旧取手稲団地汚水処理施設管理棟の解体工事に対して支払われる補償金が確定したため増額するものです。

次に、同じく 17 ページの中段から 18 ページにかけての 22 款、市債です。1 目、民生債から 7 目、緊急防災減災事業債までと、10 目、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、14 目、総務債については、市債充当事業の確定によるもの、国の令和 2 年度当初予算の追加交付分及び第三次補正に対応するもの、新たに予算計上する地方創生臨時交付金事業に対応するものとして、それぞれ増額、減額を行っております。

次に、18 ページ中段の 9 目、減収補填債についてです。こちらは、地方交付税算定上の基準財政収入額と実際の収入額が乖離する場合に、その差額を是正し、財政運営の安定化を図る制度です。今年度感染症拡大の影響による地方財政の悪化を鑑み、対象税目が拡大される制度改正がありました。そのため、先ほど御説明した法人市民税、地方消費税交付金を含む各歳入項目の減収が今年度の財政運営に与える影響を考慮し、減収補填債を発行し対応するものです。発行予定額 2 億 620 万円のうち一般会計分として 1 億 8,000 万円を計上しております。

次に、15 目、調整債につきましては、消費税率引上げ時の税制改正に伴う地方団体の減収に対して特例的に措置される地方債で、法人市民税税割の税率引下げによる減収に対する資金手当といたしまして 6,410 万円を計上しております。

次に、議案書 19 ページ下段を御覧ください。歳出の 2 款、総務費、1 項、総務管理費のふるさと取手応援基金積立金は、歳入で御説明いたしましたとおり、基金利子収入を積み立てるため、4 万 6,000 円を増額するものです。次に、20 ページ下段の市有財産管理に要する経費の止水栓及び宅内ます移設工事 15 万円は、白山 8 丁目の旧県営住宅敷地に接する道路をセットバックにより拡幅するに当たり支障となる止水栓、公共下水道宅内ますの移設が必要となったため計上するものです。

次に、21 ページ中段の公共施設整備基金積立金は、基金利子収入及び先ほど歳入で御説明した、旧取手稲団地汚水処理施設管理棟の解体工事補償金を積み立てるため、744 万 7,000 円を増額するものです。

次に、22 ページ下段の財政調整基金積立金については、基金利子収入及び使途を指定しない一般寄付金としていただきました寄附金を積み立てるため、110 万 5,000 円を増額するものです。その下の減債基金積立金については基金に収入を積み立てるため 14 万 3,000 円を増額するものです。

次に、ページが飛びますが、68 ページ下段から 69 ページ上段にかけての 12 款、諸支出金、1 項、土地開発基金費の土地開発基金繰出金は、基金利子収入を積み立てるため 5 万 1,000 円を増額するものです。今回の補正予算に係る財政部所管分の説明は以上となります。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。総務部所管の補正予算について説明いたします。補正予算書 13 ページ、15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備補助金 414 万 8,000 円の増額補正です。番号法及び関係法令に規定されている法定事務、独自利用事務を処理する際に利用している自治体中間サーバー・プラットフォームについては、地方情報団体情報システム機構法において、地方公共団体が規模に応じて必要経費を負担することとなっています。このたび、令和 2 年度に負担した額の内、次期システムへの設計・構築・移行に係る経費 414 万 8,000 円について、国から 10 分の 10 の補助金交付を受けることとなったことから補正するものです。

続きまして、補正予算書 25 ページ、2 款、総務費、3 項、戸籍住民基本台帳費、1 目、戸籍住民基本台帳費、個人番号事務に要する経費、通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金 5,372 万 9,000 円の増額補正です。こちらは、国の補正予算に伴う交付金の上限見込額の通知を受け、個人番号通知書及び個人番号カードの関連事務を委任します地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対する交付金となります。これに関連する歳入予算としまして、補正予算書 13 ページ、市が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対して支払う交付金に対する当該事務経費として、国から 10 分の 10 の補助金交付を受けることとなったため、個人番号カード交付事務費補助金として同額を計上するものです。以上、よろしくお願いたします。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。補正予算書 16 ページ、歳入、18 款、寄附金、1 項、寄附金、1 目、一般寄附金 82 万 9,000 円は匿名の方から使途を指定しない寄附の申出があり、一般寄附金としてお受けしたことにより 82 万 9,000 円を増額するものです。以上となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部所管分についてご説明申し上げます。26 ページを御覧ください。2 目、障害者福祉費の介護給付費等に関する経費は、障害福祉サービスのうち同行援護、生活介護、就労継続支援などの利用が増えたことにより扶助費で 2,300 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金 2 分の 1 の 1,150 万円、県負担金 4 分の 1 の 575 万円をそれぞれ増額しております。

次に 28 ページを御覧ください。3 目、老人福祉費の介護保険特別会計繰出金 426 万 3,000 円の増額です。これは議案第 21 号、介護保険特別会計補正予算の施設介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費の増額により、介護保険特別会計に繰出しするものです。

次に 30 ページを御覧ください。2 目、児童措置費の障害児施設給付費に要する経費は、放課後等デイサービスの利用が増えたことにより扶助費で 2,000 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金 2 分の 1 の 1,000 万円、県負担金 4 分の 1 の 500 万円をそれぞれ増額しております。

次に 3 目、児童入所費の民間保育園入所に要する経費は、民間の保育園、認定こども園及び地域型保育事業の各施設の入所委託料の経費で、入所児童数の増、処遇改善実施施設の増などにより当初予算の見込みを上回ったため、それぞれ入所委託料合わせて 1 億 1,000 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金 5,718 万 9,000 円、県負担金 1,010 万 6,000 円、県補助金 262 万円をそれぞれ増額しております。

次に 34 ページを御覧ください。3 項、生活保護費の生活保護に要する経費は、例年の生活保護受給者の増に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による申請増もあり、年間支払い額に不足が見込まれることから生活扶助 1,700 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入としまして、国負担金 4 分の 3 の 1,275 万円を増額しております。以上となります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。それでは健康増進部所管の歳入歳出について御説明を申し上げます。まず歳入からでございます。補正予算書 13 ページを御覧ください。15 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、1 目、民生費国庫負担金、保険基盤安定基金負担金ですが、負担金額の決定により 227 万 5,000 円を増額しております。これは保険者支援分として、保険料軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料の 4 分の 2 を国が負担するものでございます。

続きまして、補正予算書 14 ページをお開きください。15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、3 目、衛生費国庫補助金、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金でございます。これは 21 歳の子宮頸がん検診、41 歳の乳がん検診、これの 2 分の 1 が補助金として交付されるため 95 万 3,000 円を計上しております。同じく、緊急風しん抗体検査等事業費補助金は、国が定めた年齢の男性を対象とした風しん抗体検査に関し、2 分の 1 が補助金として交付されるため 1,203 万 7,000 円を計上しております。同じく、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金は、国民への円滑な接種を実施するために必要な体制確保を図ることを目的とし、国の第 3 次補正予算成立に伴う上限額が総額 2 億 2,846 万 3,000 円と示されたことから、1 月の臨時議会において可決いただきました 1 億 2,065 万 5,000 円を差し引いた 1 億 780 万 8,000 円を増額しております。

続きまして、補正予算書 15 ページを御覧ください。16 款、県支出金、1 項、県負担金、2 目、民生費県負担金でございます。保険基盤安定基金負担金は負担金額の決定により 882 万 5,000 円を増額しております。これは保険税軽減分として低所得者に係る保険税軽減相当額の 4 分の 3 を、保険者支援分として保険税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保

険税の4分の1を、それぞれ県が負担するものです。その下段、保険基盤安定対策費負担金は、負担金交付見込額の決定に伴いまして2,535万3,000円を増額しております。これは所得の少ない者並びに、被保険者の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額賦課により減額した額の総額を基礎として、国保基盤安定納付金として後期高齢者医療広域連合に納付するもので、県は繰り入れた額の4分の3を負担するものです。

続きまして、歳出に移らせていただきます。補正予算書25ページ下段を御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、健康づくり推進事業に要する経費240万円の減でございます。これは新型コロナウイルス感染症対策経費として、健康づくりの継続支援金の交付決定後の残額となります。

続きまして、同25ページ下段から26ページ上段を御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金及び国保財政安定化支援金の金額決定により1,624万6,000円を増額しております。

続きまして、28ページの1番下となります。3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定対策費負担金の交付額の決定により3,380万4,000円を増額しております。

次に衛生費に移ります。少し飛びますが補正予算書34ページ、35ページを御覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費でございます。予防接種に要する経費1億780万8,000円の増です。これは歳入でも御説明しました新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費として、ワクチンの集団接種を実施した際の医療従事者謝礼や4月以降の開始予定となる64歳以下の方への接種券作成委託料、コールセンター業務の委託料、集団接種実施時の会場設営委託料等を計上し、市民への円滑な接種体制の確保を図るものとなっております。

続きまして、感染症予防に要する経費132万円の減でございます。これは職員の新型コロナウイルスに感染した場合、その職員の行動範囲により庁舎内の広範囲にわたる消毒が必要になった際、専門業者による大規模な消毒を実施するための委託料として計上していましたが、陽性判明から消毒実施までにそれなりの時間を要してしまうことや、また日々の各課で行われております消毒が徹底されてきたことから、陽性者判明時点での消毒範囲についても、保健所の指導により職員による消毒が可能であることから減額をするものでございます。以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の歳入歳出補正予算について御説明いたします。初めに歳入から御説明します。議案書13ページをお開き願います。2款、地方譲与税、3項、森林環境譲与税の森林環境譲与税は、当初の見込額に国の減額修正に伴い21万1,000円を減額しております。

次に、同ページ下段の15款、国庫支出金、2項、国庫補助金の特別定額給付金給付事業費補助金は5,040万円及び特別定額給付金給付事務費補助金3,243万7,000円は事業費が確定したことにより減額いたします。

続きまして、15ページになります。16款、県支出金、2項、県補助金の合併処理浄化

槽設置事業費補助金は、実績に基づき精査し、県補助金分として44万6,000円を減額いたします。その下の同じく2項の環境保全型農業直接支払交付金は、国の交付単価が増額されたこと及び交付対象面積が増額したことに伴い40万5,000円の増額、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金は、県からの配分額が減額になったことに伴い112万5,000円を減額いたします。同じく2項の地域企業活力向上応援事業費補助金は、県からの配分額変更に伴い1億817万7,000円を増額しております。

次に、16ページをお願いします。19款、繰入金、2項、基金繰入金の環境基金繰入金は、環境基本計画推進に要する経費のうち環境講座の講師謝礼等や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一部事業を中止したことにより、不用額として9万円を減額するものです。

次に、17ページになります。21款、諸収入、6項、雑入のプレミアム付き商品券販売代金は、実績から総販売冊数を見込んだ上で7,900万円減額しております。

次に、歳出を御説明いたします。23ページをお願いします。2款、総務費、1項、総務管理費の特別定額給付金給付事業に要する経費は、歳入で御説明いたしましたとおり、事業費の確定により特別定額給付金等の不用額8,283万7,000円を減額しております。

次に、38ページをお願いします。4款、衛生費、1項、保健衛生費の環境基本計画推進に要する経費は、歳入で御説明いたしましたとおり、講演会や講習会に係る経費9万円を減額いたします。

次に、下段の2項、清掃費の合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費は、歳入で御説明いたしましたとおり、年度当初の見込みから、実績に基づき精査し、不用額として115万8,000円を減額するものです。

次に、39ページになります。3項、上水道費の茨城県南水道企業団児童手当負担金は、年度当初の見込みより児童数が増加したことから13万5,000円を増額するものです。同ページ下段の5款、農林水産業費、1項、農業費の農政事務に要する経費積立金は、森林環境譲与税を基金に積立てておりますが、歳入が減額になったことに伴い、21万1,000円を減額するものです。次に、同ページ下段から40ページになります。同じく1項の農業振興に要する経費は、歳入で御説明いたしましたとおり、環境保全型農業直接支払い交付金54万1,000円を増額するものです。交付割合は、国が2分の1、県と市が4分の1でございます。次にその下、同じく1項の水田農業構造改革対策に要する経費は、歳入で御説明いたしましたとおり、県からの配分額が減額になったことに伴い、県経営所得安定対策直接支払い推進事業費補助金112万5,000円を減額するものです。

次に、その下の同じく1項、土地改良事業に要する経費は、用排水路等の改修工事が確定したため、188万6,000円を減額するものです。

次に、41ページをお願いします。6款、商工費、1項、商工費の、商工業振興助成に関する経費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、商店街事業が中止になったことなどから、商店街活性化事業費補助金113万円を減額いたします。同じく1項の新型コロナウイルス感染症対策経費は、市が独自に実施した事業継続応援給付金給付事業の必要経費を見込み、事業継続応援給付金4,164万9,000円を含めた事業費総額で4,281万

9,000円を減額しております。新型コロナウイルス感染症対策経費は、先ほど御説明しました出前・テイクアウト商品応援補助事業で3,488万1,000円を計上しており、合わせて793万8,000円の減となっております。また、42ページのテイクアウト事業補助金は、事業費の確定により353万5,000円を減額いたします。

続きまして、同じく1項の産業振興に関する経費は、市産業活動支援制度の指定企業において、当初予定していた納税額及び新規雇用人数が減になったことから、産業活動支援施設奨励金、雇用促進奨励金、合わせて837万5,000円を減額しております。同じく1項のプレミアムつき商品券事業に要する経費は、プレミアムつき商品券印刷換金業務委託料などの不用額について、1億1,665万5,000円を減額しております。

次に43ページをお願いします。同じく1項の、働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費は、公共下水道接続工事实施設業務委託料が確定したため17万2,000円を減額しております。同じく1項の観光事業に要する経費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催予定であった事業が中止になったことから、市観光協会補助金190万円を減額しております。以上、まちづくり振興部所管の説明になります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。建設部所管補正予算、初めに歳入について御説明いたします。補正予算書の14ページ中段を御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化対策支援事業分）につきましては、令和3年度予算に計画していた都市公園施設長寿命化対策事業が国の令和2年度第3号補正予算の対象となることから375万2,000円を計上するものです。

次に、補正予算書の15ページ上段を御覧ください。16款、県支出金、1項、県負担金、地籍調査費負担金につきましては、令和3年度予算に計画していた白山1地区、約15ヘクタールの地籍調査事業が、国の令和2年度第3号補正予算の対象となることから60万円を計上するものです。歳入についての説明は以上となります。

続きまして、歳出です。補正予算書44ページ下段から45ページ上段を御覧ください。7款、土木費、2項、道路橋りょう費、20、道路維持補修に要する経費は、修繕料及び委託料、工事請負費について、合わせて1,489万5,000円減額をしております。まず、修繕料は、藤代駅自由通路エレベーターの修繕内容を見直ししたことにより、修繕料を150万円減額しております。続いて、委託料は、国庫補助金の内示割れなどにより橋梁補修工事实施設委託料を759万円減額するとともに、橋梁点検委託料を938万3,000円減額したことから、合計1,697万3,000円減額しております。また、国庫補助金の内示割れに伴う充当額の変更につきましては、恐れ入りますが補正予算書14ページ中段、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、防災・安全交付金（インフラ老朽化対策分）、こちらに記載されておりますので併せて御覧下さい。737万1,000円の減額となっております。

補正予算書45ページ上段に戻っていただきます。工事請負費を御覧ください。橋梁補修工事实施設委託料の入札差金等を橋梁補修工事費に組替えをしたことから、工事請負費を357万8,000円増額しております。

続きまして補正予算書46ページ中段を御覧ください。2項、道路橋梁費、25、通学路整備に要する経費は、国庫補助金の内示割れにより、対象となる3路線で合わせて3,649

万3,000円を減額しております。減額対象となる路線は(12)山王、(20)野々井、(26)駒場四丁目の3路線となっております。国庫補助金の内示割れに伴う充当額の変更につきましては、恐れ入りますが、補正予算書14ページ中段、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、防災・安全交付金、(生活空間の安全確保分)に記載されておりますので、併せて御覧ください。2,007万2,000円の減額となっております。

続きましてページが飛びまして、補正予算書48ページ中段を御覧ください。3項、都市計画費、20、地籍調査事業に要する経費は、歳入で御説明したとおり地籍調査事業が国の令和2年度第3号補正予算の対象となることから、地籍調査に係る事業費並びに役務費、地籍調査測量委託料について、合わせて104万6,000円計上するものです。なお、当該事業は令和3年度に繰越しして実施いたします。

同じく補正予算書48ページ下段から49ページ上段を御覧ください。21、都市計画道路3・4・7号取手東口城根線に要する経費です。当該路線は3月末に工事が完了することから、長きにわたり危険箇所であった当該通学路の見守り活動を行っていただいていた台宿町内会に対し、防犯ベスト40着を贈呈するため報償費として17万6,000円を計上するものです。そのほか用地協力を申し出ていただいているマンション敷地の登記を進めるに当たり、法務局に提出する書類の作成は複雑多岐にわたることから、登記書類作成業務委託料として127万6,000円を計上しております。また土地開発基金からの買戻しのための用地費などを計上し、合わせまして計304万9,000円を増額しております。

次に、補正予算書51ページ中段を御覧ください。3項、都市計画費、27、公園維持管理に要する経費は、歳入の際に御説明したとおり、令和3年度予算に計画していた都市公園施設長寿命化対策事業が、国の令和2年度第3号補正予算の対象となることから、都市公園長寿命化対策工事費を計上するなどにより、合わせて927万2,000円を増額しております。当該長寿命化事業は令和3年度に繰越しして実施をさせていただきます。

最後に、補正予算書52ページ下段を御覧ください。4項、住宅費、20、市営住宅管理に要する経費は、市営住宅改修工事設計委託料並びに市営住宅改修工事費の事業費確定により、合わせて776万1,000円を減額しております。また、これに伴う国庫補助金の充当額の変更につきましては、補正予算書14ページ中段、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分)、こちらに記載されておりますので併せて御覧ください。443万8,000円の減額となっております。建設部所管補正予算の説明は、以上となります。

○都市整備部長(齋藤嘉彦君) 都市整備部の齋藤です。都市整備部所管についてです。歳出のみの御説明となります。補正予算書47ページを御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費でございます。都市計画事務に要する経費の新型コロナウイルス感染症対策経費といたしまして、都市計画図データ整備業務委託料を285万9,000円減額しております。こちらにつきましては契約金額確定に伴い不用額を減額し、併せて財源充当の変更を行うものでございます。

続きまして、都市交通政策の推進に要する経費といたしまして、コミュニティバス運行経費補償金を150万円増額しております。新型コロナウイルス感染拡大による利用者数の

減少により運賃収入の減少が見込まれるため、運行経費補償金を増額するものです。

続きまして、同じく都市交通政策の推進に要する経費の新型コロナウイルス感染症対策経費といたしまして、48 ページに移ります。地域公共交通等支援事業補助金を 200 万円減額しております。新型コロナウイルス感染拡大の影響により利用者が減少した市内の公共交通事業者等に補助金を交付したのですが、交付額の確定に伴い不用額を減額し、併せて財源充当の変更を行うものでございます。

続きまして、同じく 48 ページ、交通バリアフリー推進に要する経費といたしまして 518 万 1,000 円を減額しております。取手市公共交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱に基づき、取手駅東口エレベーター整備事業における費用について、事業主体である JR 東日本に補助金を交付するのですが、交付額の確定に伴い不用額を減額し、併せて財源充当の変更を行うものでございます。都市整備部は以上です。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会所管の御説明をいたします。初めに補正予算書 14 ページ、国庫補助金と 15 ページの県補助金の子ども・子育て支援整備交付金については、当初、高井小学校子どもクラブ室の新築工事に対し、国の補助率として 3 分の 1、県 3 分の 1 で予算計上いたしましたが、本工事が放課後児童対策事業として認定され、補助率が国 3 分の 2、県 6 分の 1、市 6 分の 1 と変更になったことから国庫補助金 2,507 万 8,000 円を増額、県補助金を 2,552 万 2,000 円減額補正と修正するものです。

続いて、歳出の説明に移ります。補正予算書 56 ページ、小学校費の保健衛生に要する経費につきましては、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、学校教育活動の継続を支援する事業を行う経費となります。主な内容としましては、国の基準である児童数に応じて 1 校当たり 80 万円から 160 万円の配当を行い、学校が新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら十分な教育活動の継続を図るための経費として 1,480 万円を増額補正するものです。事業の執行に当たっては学校長判断のもと、迅速かつ柔軟に対応できるよう支援してまいります。なお、財源としまして事業費の 2 分の 1 が国の学校保健特別対策事業費補助金となっております。

次に、補正予算書 57 ページ下段、小学校建設事業に要する経費です。まず高井小学校は、ゆめみ野地区の開発に伴う児童数の増加に備え、校舎内部改修工事の工事請負費 9,600 万円を新たに計上いたします。

次に、藤代小学校は令和 2 年度の国庫補助金が決定したことにより校舎大規模改造工事の工事請負費 5 億 5,000 万円、工事監理費 1,220 万円を計上いたします。また新型コロナウイルス感染症対策として、桜が丘小学校校舎のトイレを全面改修するための実施設計業務委託料 320 万円、改修工事の工事請負費として 1 億 4,000 万円を計上いたします。なお、この財源として、小学校費補助金の学校施設環境改善交付金 1 億 7,903 万 3,000 円を充当いたします。

次に、補正予算書 59 ページ下段、中学校保健衛生に要する経費につきましては、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し学校教育の活動の継続を支援する事業を行う経費となります。主な内容としましては、小学校と同様に中学校におきましても、国の基準である生徒数に応じて 1 校当たり 80 万円から 160 万円の配当を行い、学校が新型コロナウ

ウイルス感染症対策を徹底しながら十分な教育活動の継続を図るための経費として720万円を増額補正するものです。

次に、補正予算書61ページ上段、中学校建設事業に要する経費です。新型コロナウイルス感染症対策として、中学校4校の武道場のトイレ全面改修、取手二中、藤代中校舎の一部トイレ洋式化及び小便器の自動洗浄化等を行います。それに伴う実施設計業務委託料として630万円、工事請負費として9,000万円を計上いたします。なお、その財源としまして学校施設環境改善交付金2,337万1,000円を計上してございます。

次に、補正予算書62ページ中段、幼稚園管理に要する経費につきましては、国の令和2年度の補助金が決定したことにより藤代幼稚園大規模改造工事の監理業務委託料を110万円、工事請負費5,000万円を新たに計上します。なお、この財源としまして幼稚園費補助金の学校施設環境改善交付金1,403万7,000円を計上しております。補正予算書68ページ中段、給食センター施設整備に要する経費です。給食センター調理場内空調工事につきましては新型コロナウイルス感染症対策のため、夏季休業期間の短縮で令和2年度中の施行を見送りましたが、国の令和2年度第3次補正予算で新たに公立学校施設の整備として採択されたことから、工事請負費6,000万円を増額補正するものです。なお、その財源として保健体育費補助金の学校施設環境改善交付金を計上しております。教育委員会所管の説明は、以上でございます。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、継続費、繰越明許費、地方債について御説明いたします。恐れ入りますが6ページにお戻りください。第2表、継続費補正につきましては非常用発電設備改修事業、取手図書館空調設備改修事業の事業終了に伴い、総額及び令和2年度の年割額を変更するものです。

次に7ページから8ページにかけての第3表、繰越明許費補正については各担当部長より御説明いたします。なお、先ほど御説明いたしました臨時交付金の執行残額等を活用して今回新たに実施する事業につきましては、説明を割愛させていただきますので御了承ください。では各担当部長より御説明いたします。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。補正予算書7ページ、政策推進部所管の繰越明許費について御説明させていただきます。2款、総務費、1項、総務管理費、市勢要覧作成事業257万4,000円、及び市の魅力映像制作事業116万円を繰越明許費として設定するものです。市政要覧作成と市の魅力映像制作は令和元年度から2か年で準備を進め、令和2年10月の市制施行50周年記念式典でお披露目を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により記念式典を令和3年度に延期したことに伴い、繰越明許費として計上するものです。なお、8ページにあります9款、教育費、5項、社会教育費の芸術家パートナーシップ事業とアート創作活動拠点オンライン公開事業につきましては、先ほど説明させていただいたとおり地方創生臨時交付金事業について令和3年度に繰り越して実施するものです。以上です。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 続きまして、福祉部所管の繰越明許費についてご説明申し上げます。3款、民生費、2項、児童福祉費の2事業についてご説明申し上げます。白山保育所空調設備改修事業1,397万円は、臨時交付金第2次申請分を活用して予算措置をした

ものです。さらにその下段、保育所トイレ改修事業 1,547 万 9,000 円は、臨時交付金第 2 次申請分を活用して予算措置をした 867 万 9,000 円と、今回第 3 次申請分として計上した 680 万円であります。両事業とも、コロナ禍の工事において材料納入等に不測の日数を要するため繰越明許費を設定するものです。

○健康増進部長（大野安史君） 続きまして、健康増進部、大野でございます。健康増進部所管としましては 8 ページ最下段でございます繰越明許費の変更でございます。4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、新型コロナワクチン接種事業でございます。これは先ほど歳入の際にご説明申し上げましたとおり、国の第 3 次補正予算の成立に伴いまして、その増額分 1 億 780 万 8,000 円を含む 4 億 503 万 2,000 円を繰越しとして設定させていただくものでございます。以上です。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 続きまして、まちづくり振興部所管について御説明いたします。6 款、商工費、1 項、商工費の新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金市町村負担金は、県の貸付金制度の申請期間が令和 3 年度に延長となることから予算残額を翌年度に繰越しいたします。以上です。

○建設部長（前野 拓君） 建設部、前野です。建設部所管の繰越明許費の御説明をいたします。表の中段、7 款、土木費、2 項、道路橋梁費を御覧ください。1 つ目の橋梁長寿命化対策事業は、国庫補助金の内示までに伴い、補助金の窓口である茨城県及び国土交通省との協議に不測の日数を要したことから、補修工事実施設計委託料並びに補修工事費として 2,227 万 8,000 円を翌年度へ繰り越します。下段に移りまして、排水施設整備事業は施工箇所に関係する土地所有者との調整に不測の日数を要したことから、排水施設工事費として 577 万 5,000 円を翌年度へ繰越しいたします。片町道路改良事業は、近接工事の影響を受けたことにより年度内での完成が難しいことから、市道改良工事費として 2,094 万円を翌年度へ繰越しいたします。山王道路改良事業は、近接工事の影響を受けたことにより年度内完成が難しいため、道路改良工事費として 2,072 万 6,000 円を翌年度へ繰り越しいたします。下段に移りまして、3 項、都市計画費を御覧ください。4 段目の地籍調査事業は、既に歳入歳出の際に御説明しましたとおり国の令和 2 年度第 3 号補正予算の対象となることから、今回、補正予算を計上し地籍調査測量委託料のほか地籍調査に係る事務費等として 104 万 6,000 円を翌年度へ繰り越しいたします。都市計画道路 3・4・7 号整備事業は、既に歳出の際に説明しましたとおり、用地の登記を進めるに当たり法務局に提出する書類の作成は複雑多岐にわたることから、令和 2 年度内の完了ができないため登記処理作成業務委託料のほか公有財産購入費など合わせて 2,145 万 2,000 円を翌年度へ繰り越しいたします。都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線事業は、土地改良区との調整に不測の日数を要したため測量設計に遅れが生じることから、用地測量業務委託料として 500 万円を翌年度に繰り越しいたします。藤代横町雨水排水整備事業は、推進工法により埋設管を敷設するに当たり、国土交通省並びにガス事業者等との調整に不測の日数を要したことから、都市排水工事費として 5,535 万 2,000 円を翌年度へ繰り越しいたします。最後に都市公園施設長寿命化対策事業は、既に歳入歳出の際に御説明しましたとおり国の令和 2 年度第 3 号補正予算の対象となることから、今回、補正予算として計上したほか令和

2年度に計画していた公園遊具の更新工事につきましては地元自治会などとの調整に不測の日数を要したことから令和2年度内の事業完了ができないことから、都市公園施設長寿命化対策工事費として合わせて3,593万1,000円を翌年度に繰り越しいたします。建設部所管については、以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 続きまして、都市整備部所管3項、都市計画費です。都市計画図データ整備事業でございます。新型コロナウイルス感染症対策経費といたしまして、都市計画基本図をオープンデータとして整備し、電子地図を用いた閲覧システムを導入するものですが、データ整備に当たり調査等に不測の日数を要したため3,905万円を繰越します。続きまして、桑原地区整備推進事業でございます。内容は、桑原地区土地区画整理事業の事業化支援として、準備組合に交付する桑原地区土地区画整理事業補助金となります。準備組合における土地区画整理事業の基本設計業務において、関係機関協議及び土地区画整理事業に対する関係権利者の合意形成に不測の日数を要したため、支出済みの前払い金を除く9,967万8,000円を繰り越すものでございます。都市整備部所管は以上となります。

○教育部長（田中英樹君） 補正予算書8ページ、第9款、教育費の繰越し明許費を御説明いたします。まず、教育総合支援センター施設整備事業258万4,000円につきましては、コロナ禍の影響により、物品の製造・調達・流通に日程を要しているため、トイレ改修の工事請負費及び分散・遠隔研修用の備品購入費を令和3年度に繰越しするものです。次に、その下段の小学校教育活動継続支援事業1,480万円から、表の最下段、給食センター空調設備改修事業6,000万円までの教育委員会所管分、13項目につきましては、今回の補正予算に新たに補正予算を計上したことから、令和3年度に繰越して事業を進める必要があることから、繰越し明許費を設定するものです。

○財政部長（牧野妙子君） 続きまして、9ページから10ページにかけての第4表、地方債補正です。こちらは、今回補正予算に計上した各事業の地方債について、7件を追加。15件の限度額を変更するとともに、地方創生臨時交付金事業の財源充当の変更により、地方債を借り入れる必要がなくなった2件について、廃止するものです。以上が議案第17号、令和2年度取手市一般会計補正予算（第10号）の説明となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 次に、議案第18号、令和2年度取手市都市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。補正予算の規模は、先ほど市長から説明がございました。内容について御説明をいたします。補正予算書6ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入から説明いたします。2款、国庫補助金につきましては、2億1,193万7,000円の増となります。こちらは国の第三次補正予算の対象となったことによる増額となります。次に、4款、一般会計繰入金につきましては、1,877万円の減となります。続きまして、6款、雑入、下水道設備更新負担金286万円の追加となります。これは下水道補償工事に伴う負担金となります。次に、7款、市債ですが、取手駅北土地区画整理事業債1億6,050万円の増、地方道路等整備事業債20万円の減となり、また、減収補填債については2,620万円の追加となります。

続きまして、7ページ、歳出について御説明いたします。1款、事業費、取手駅北土地

区画整理事業に要する経費としまして3億8,252万7,000円の増となります。主な内訳といたしましては、工事請負費の増額となります。このたび、国の第三次補正予算により、来年度予定していた交通広場整備工事及び都市計画道路3・5・39号線、道路擁壁工事の前倒し及びA街区造成工事、都市計画道路3・3・1号附帯工事及び建物移転補償の一部を駅前交通広場整備工事に組み替えるものでございます。次に、3ページに戻っていただきます。第2表、繰越明許費について御説明いたします。取手駅北土地区画整理事業6億3,486万2,000円を繰越しさせていただきます。地下解体撤去工事に不測の事態【「事態」を「時間」に発言訂正】を要したことから、暫定交通広場工事と電線共同溝工事を繰越しさせていただきます。また、先ほど御説明いたしました補正予算による前倒し分の事業と合わせまして、繰越し額は6億3,486万2,000円となります。

次に、4ページ、第3表、地方債についてでございます。減収補填債2,620万円を追加し、取手駅北土地区画整理事業債の限度額1億2,050万円に1億6,030万円を増額し、合計2億8,080万円に補正するものです。

次に、8ページ、地方債の現在の見込みに関する調書ですが、地方債の主なものとしたしましては、取手駅北土地区画整理事業債、地方特定道路整備事業債及び合併特例債で合計いたしまして、前年度末現在高見込額51億5,089万5,000円。当該年度末現在高見込額57億5,628万3,000円となります。ここで訂正をさせていただきます。先ほど3ページの第2表の繰越明許の説明の中で、地下解体撤去工事に不測の「事態」を要したことから」と発言しましたが、不測の「時間」を要したことの誤りでございました。訂正をお願いいたします。都市整備部所管については以上となります。

○健康増進部長（大野安史君） それでは続きまして議案第19号並びに議案第20号、健康増進部のほうから御説明させていただきます。議案第19号、令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。規模のほうは、冒頭市長のほうで御説明ありましたので割愛させていただきます。歳入の主な内容について御説明いたします。補正予算書の5ページを御覧ください。1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税828万5,000円の減でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免決定分として医療給付費分612万円、後期高齢者支援金分142万7,000円、介護納付金分73万8,000円を合わせまして828万5,000円を減額するものでございます。続きまして3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、災害臨時特例補助金513万3,000円の増でございます。内訳ですが、災害臨時特例補助金として交付金額の決定によりまして16万4,000円を増額しております。これは、東日本大震災に係る原発事故被災者の国民健康保険一部負担金及び国民健康保険税の減免に対し、減免額の10分の2を国が補助するものです。同じく、災害臨時特例補助金の新型コロナウイルス感染症対策分としまして、交付申請により496万9,000円を増額しております。これは新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免分に対し、減免額の10分の6を国が補助するものでございます。その下段、4款、県支出金、1項、県負担金、1目、特定健康診査等負担金のうち、特定健康診査等負担金432万2,000円の減でございます。これは国民健康保険給付費等交付金特別交付金額の確定に

よるものでございます。続きまして4款、県支出金、2項、県補助金、1目、保険給付費等交付金331万3,000円の増でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免に対する財政支援が特別調整交付金に上乗せとなるため減免額の10分の4に当たる331万3,000円を県が補助するものでございます。

続きまして、補正予算書6ページを御覧ください。6款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、1,624万6,000円の増でございます。保険基盤安定繰入金について、負担金額の決定により1,480万円を増額しております。また、国民健康保険財政安定化支援金として、繰入れ算定額の確定により144万6,000円を増額しております。続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。補正予算書の7ページ下段を御覧ください。2款、保険給付費、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費1,700万円の増額です。被保険者の一部負担金の軽減を図るため、限度額を超えた分に対し支給しておりますが、これまでの実績を踏まえまして増額をするものでございます。次に、補正予算書9ページの上段を御覧ください。5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費、172万7,000円の減でございます。当初、7月の前期日程終了後において、未受診者に対する後期日程での受診勧奨を、例年の通知に加えまして、電話による個別連絡を用いて実施する計画でございました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、やむを得ず、前期日程を見送りまして、受診期間を10月から12月にかけて延長した上で、年1回の実施としました。被保険者に対しましては通知、広報紙、市ホームページにより、受診——周知を行ったため事業費を減額するものでございます。議案第19号につきましては以上となります。続きまして、議案第20号、令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。同じく規模につきましては市長の説明がございましたので割愛させていただきます。まず、歳入から御説明いたします。歳入の主なものにつきましては、補正予算書4ページを御覧ください。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、2目、保険基盤安定対策費繰入金、これは負担金額の決定により、3,380万4,000円を増額しております。所得の少ない者並びに被保険者の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額賦課により——減額賦課により、減額した額の総額を基礎としまして、保険基盤安定納付金として、後期高齢者医療広域連合に納付するもので、県は繰入れた額の4分の3を負担するものでございます。内訳としましては低所得者に対する軽減分の3,399万2,000円の増、被扶養者に対する軽減分としまして、18万8,000円の減でございます。増額の主な背景としましては、令和2年度、令和3年度の茨城県後期高齢者医療保険料について料率の改定が行われ、それに伴いまして低所得者の軽減額も増加したことによるものでございます。

続きまして歳出でございます。補正予算書5ページを御覧ください。2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。3,380万4,000円の増でございます。これは歳入で御説明した、保険基盤安定対策費負担金の決定による増額となっております。以上、議案第20号の御説明を終わります。以上です。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 議案第21号、令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算

括（第3号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,423万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億787万4,000円とするものです。初めに、歳入について主な内容をご説明申し上げます。5ページから6ページを御覧ください。1款、介護保険料、1項、介護保険料ですが、介護保険料徴収見込額に即し1,290万9,000円を減額するものです。内訳ですが、現年度分特別徴収分を2,781万5,000円減額し、普通徴収分1,490万6,000円増額補正するものです。次に、介護給付費の増額により、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金526万5,000円、4款、支払い基金交付金920万7,000円、5款県支出金581万8,000円、7款、繰入金、1項一般会計繰入金426万3,000円をそれぞれ増額しております。また、3款、2項、国庫補助金を2,474万7,000円増額するものです。これは高齢者の自立支援重度化防止等に関する取組により、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金が増額するためです。次に、歳出について主なものを御説明いたします。7ページになります。2款、保険給付費、1項、介護保険サービス等諸費、施設介護サービス給付費に要する経費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に入所したときの介護サービス給付費ですが、利用者の増加により、3,000万円を増額しております。

続いて8ページを御覧ください。4項、高額介護サービス等費、高額介護サービス費に要する経費は、高額介護サービスの支給が増えることが予想されるため、300万円を増額しております。以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 続きまして、議案第22号、令和2年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,142万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,562万6,000円とするものです。

歳入から御説明させていただきます。議案書4ページをお願いします。1款、入場料収入、1項、入場料収入の特別観覧席入場料は、新型コロナウイルス感染症の影響により当初12開催予定していた場外発売が3開催中止になったこと、また本場開催の後節が無観客開催になったことなどから190万7,000円を減額しております。2款、車券発売収入、1項、車券発売収入の通常開催車券発売収入は、新型コロナウイルス感染症対策として1月21日から3日間開催した後節、F1が無観客開催となったこと、また当初場外発売を予定していた競輪場のうち5場で発売が中止となったことなどから1億6,359万3,000円を減額しております。6款、諸収入、3項、受託事業収入は、当初12開催を予定していた場外発売のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により3開催の場外発売が中止になったことなどから5,132万3,000円を減額しております。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。補正予算書の5ページから6ページをお願いします。1款、競輪事業費、2項、事業費の通常競輪事業に要する経費の報償費、選手賞典費は、新型コロナウイルス感染症対策として選手数を減らして開催を実施していることから526万円を減額しております。役務費、手数料におきましては、サテライト場外売場の車券売上額の確定により1,665万3,000円の減額、委託料は、無観客開催による警備体制の変更などから286万円減額しております。また本場及びサテライト場外

売場において、車券売上げ額の確定により使用料及び賃借料を1,476万1,000円、負担金、補助及び交付金880万円をそれぞれ減額しております。

次に、通常開催車券売上額の75%になる的中車券払戻金は、売上額の確定により1億2,529万5,000円減額しております。

続きまして、2項、事業費の場外車券発売競輪事業に要する経費につきましては、当初12開催を予定していた場外発売が、新型コロナウイルス感染症の影響により3開催が中止になったことなどから統制業務管理、場内外清掃などの委託料を1,499万円減額、使用料及び賃借料を1,382万8,000円減額しております。

次に7ページになります。3款、諸支出金、1項、諸支出金の競輪事業一般会計繰出金は、歳入における本場の売上げ増及び歳出において経費削減に努めた結果、2,000万円を増額しております。以上、特別会計補正予算についての御説明になります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。第1部の説明は、以上となります。